

2026年9月7日

各位

京都信用金庫

京都信用金庫アプリ利用規約改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は「京都信用金庫アプリ利用規約」を下記の通り改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

1. 規定の改定日

2026年10月7日（水）

2. 改定する規定（規定名をクリックすると改定後の規定をご覧いただけます。）

・ [京都信用金庫アプリ利用規約](#)

3. 主な改定内容（改定部分を下線表示）

改定前	改定後
第7条 本サービスの内容 利用者は、本アプリ又は本アプリから遷移した当金庫の指定するサイトで、次のサービスを利用することができるものとします。利用できる口座は主として「メイン口座」とし、「サブ口座」や「他金融サービス口座」で利用できるサービスは、以下の「口座情報取得サービス」<u>など</u>に限定されるものとします。また、「メイン口座」の登録は1人1店舗に限るものとします。なお、本サービスに関する通知、交付又は送付する書類については、届出の氏名、住所にあてて郵送することに代えて、本アプリ又は利用者が登録したメールアドレスにメールを送信することをもって、通知する場合があります。 1.（略） 2. 振替 (1)利用者は、本アプリ上に<u>登録したメイン口座について</u>、当金庫が任意に定める種類の振替サービスを利用することができるものとします。 (2)～(4)（略）	第7条 本サービスの内容 利用者は、本アプリ又は本アプリから遷移した当金庫の指定するサイトで、次のサービスを利用することができるものとします。利用できる口座は主として「メイン口座」とし、「サブ口座」や「他金融サービス口座」で利用できるサービスは、以下の「口座情報取得サービス」<u>に</u>限定されるものとします。また、「メイン口座」の登録は1人1店舗に限るものとします。なお、本サービスに関する通知、交付又は送付する書類については、届出の氏名、住所にあてて郵送することに代えて、本アプリ又は利用者が登録したメールアドレスにメールを送信することをもって、通知する場合があります。 1.（略） 2. 振替 (1)利用者は、本アプリ上<u>で</u>、当金庫が任意に定める種類の振替サービスを利用することができるものとします。 (2)～(4)（略）

改定前	改定後
3. 振込 (1) (略) (2)利用者は、本アプリ上に登録した<u>メイン口座の普通預金</u>について、振込サービスを利用することができるものとします。なお、振込取引の実行にあたっては第10条に定めるスマホ認証機能の利用が必要となります。 (3)～(10) (略) 4. ～8. (略)	3. 振込 (1) (略) (2)利用者は、本アプリ上に登録した普通預金について、振込サービスを利用することができるものとします。なお、振込取引の実行にあたっては第10条に定めるスマホ認証機能の利用が必要となります。 (3)～(10) (略) 4. ～8. (略)
第16条 1. (略) (1)～(8) (略) (新設) (9) (略) 2. ～8. (略)	第16条 1. (略) (1)～(8) (略) (9)<u>不正利用される恐れがあると当金庫が判断した場合</u> (10) (略) 2. ～8. (略)
第17条 1. ～4. (略) (新設)	第17条 1. ～4. (略) <u>5. 当金庫は利用者に関する本人情報、お申込み情報、端末情報等を、不正検知サービスを運営する事業者である株式会社 ACSiON（以下、「不正検知サービス事業者」といいます。）に提供し、不正検知サービス事業者は当金庫から提供された情報を以下の目的で利用するものとします。また、不正検知サービス事業者が当金庫に検知結果を提供することに同意するものとします。</u> <u>(1)口座開設、各種取引、ログイン等を検知する目的</u> <u>(2)なりすましその他の不正な取引を検知する目的</u> <u>(3)各種取引の安全性、健全性の向上を行う目的</u> <u>(4)検知結果を当金庫に提供する目的</u>

以 上